

証券コード (9644)
平成29年6月6日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目3番41号
株式会社 タナベ経営
代表取締役社長 若 松 孝 彦

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクO S A K A 5階「カナール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第55期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第55期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第5号議案 スtockオプション（新株予約権）を発行する件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.tanabekeiei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知に記載の各書類のほか、この「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.tanabekeiei.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、中国を始めとする新興国経済の成長鈍化や米国新政権の政策動向等による世界経済の反転リスク等、国際情勢不安による海外景気の下振れリスクが依然として払拭されず、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか、「変化と成長」をスローガンとした「Tanabe Vision 2020」の中核である「C & C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化戦略）を推進するため、「食品・フードサービス」「ヘルスケア」「住まいと暮らし」「こども・子育てファミリーマーケット」等の事業戦略や、「中期経営計画及びビジョンの策定」「人材採用・育成・活躍」「ブランディング」等の組織戦略に精通した専門コンサルタントを擁し、全国の主要10都市の事業所において地域顧客の課題にきめ細かく対応できる「ドメイン（事業戦略）×ファンクション（組織戦略）×リージョン（地域戦略）」のコンサルティングメソッドの拡大に努めてまいりました。

そのようななか、「顧客から一番に選ばれるコンサルティングファーム」を目指し、地域密着のコンサルティング体制をより強化するため、平成28年5月に九州本部を九州各地へのアクセスに優れたJR博多駅前に移転いたしました。さらに、平成28年7月には経営コンサルティング事業に属する中部本部とSP（セールスプロモーション）コンサルティング事業に属する名古屋営業所をJR名古屋駅前に移転・統合し、東海地方のマーケットに両事業が連携してコンサルティングサービスを提供できる体制を構築いたしました。

コンサルティング戦略推進のために、経営コンサルティング事業内の戦略総合研究所が、コンサルティング商品の開発やWebプロモーション等を強化すると共に、高度化・専門化する顧客課題を解決できるコンサルタント人材の早期育成を目的に、平成28年4月に社内ビジネススクール「タナベコンサルタントアカデミー」を創設いたしました。

管理面におきましては、引き続き人材採用体制・育成制度の充実や「中堅・中小企業の戦略パートナー」としての企業ブランディング、コンプライアンス・リスク管理の推進に注力してまいりました。また、信用力及びブランド力を高め、持続的な企業価値の向上を図るべく、平成28年9月28日に東京証券取引所市場第一部銘柄への指定を果たしました。

このような取り組みの結果、当事業年度の売上高は、83億89百万円（前期比1.1%増）となり、営業利益は8億78百万円（前期比2.6%増）、経常利益9億15百万円（前期比3.3%増）、当期純利益は6億38百万円（前期比9.6%増）の増収増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの名称を変更しております。

<経営コンサルティング事業>

（チームコンサルティング型経営協力）

中堅・中小企業の戦略パートナーとして、顧客最適の視点でチームを編成し、チームコンサルティングを実施してまいりました。「中期経営計画及びビジョンの策定」「ドメイン（事業戦略）別コンサルティング」「事業承継コンサルティング」「人材採用・育成・活躍コンサルティング」等のテーマはもちろん、それ以外にも「アカデミー（企業内大学）設計支援」「3ボード（「ネクストボード」「ジュニアボード」「ビジョンボード」）コンサルティング」「戦略キャンプ」等のテーマも増えた結果、経営協力契約数は、期中平均436契約（前期416契約）と伸び、1件あたりの契約単価も伸長いたしました。その結果、売上高は前事業年度を上回りました。

（人材育成・教育）

提携先の金融機関を対象とした階層別の人材育成支援は、提携先金融機関からの紹介も加わり、大きく伸長いたしました。一方で、企業別のオーダーメイドの教育（研修）は、クライアントに対して前記のチームコンサルティング型の人材育成提案を強化した影響から受注件数が減少し、売上高が伸び悩みました。その結果、売上高は前事業年度を下回りました。

（セミナー）

平成28年5月から全国10拠点で開催した「幹部候補生スクール」や平成28年4月開催の「新入社員教育実践セミナー」は、前事業年度を上回る受講者数となり、平成28年11月から12月にかけて全国で開催した「経営戦略セミナー」は、2,500名を超える受講者数となりました。また、「戦略リーダースクール」の開催数を3拠点から5拠点へと増やしました。その結果、売上高は前事業年度を上回りました。

(各種会)

「戦略ドメイン&マネジメント研究会」に、平成28年9月から「戦略アグリ・イノベーション」「ウェルネス・イノベーション」「海外ビジネス成長戦略」「会計事務所ビジネスモデル革新」「人を活かし、育てる会社」の5テーマが加わり、リニューアルした「ファーストコールカンパニートップ会」を含めて開催実施数が増加いたしました。その結果、売上高は前事業年度に比べ大きく伸びました。

(アライアンス（提携）&会員)

全国の地域金融機関・会計事務所等とのアライアンス（提携）戦略につきましては、提携数は148と前事業年度に比べ減少いたしました。引き続き金融機関・会計事務所等の提携先の顧客支援を目的とした勉強会「経営塾」を実施し、中堅・中小企業を支援するオリジナルプログラムやサービスを提供してまいりましたが、アライアンスに係る売上高も減少いたしました。その結果、売上高は前事業年度に比べ伸び悩みました。

このような取り組みの結果、経営コンサルティング事業の売上高は、47億11百万円（前期比4.7%増）となり、セグメント利益は10億90百万円（前期比0.4%増）となりました。

< S P（セールスプロモーション）コンサルティング事業 >

(S P コンサルティング)

顧客のセールスプロモーション戦略を支援するコンサルティングを強化し、付加価値の高い提案を優先いたしました。「こども・子育てファミリーマーケット」を重点に、「こどもがまんなかプロジェクト」等の若い女性や幼稚園・育児に関連する事業を手掛ける企業や市場へ向けた提案を積極的に実施してまいりました。その結果、前事業年度を下回る売上高となりましたが、利益率は改善いたしました。

(S P デザインツール)

当事業年度より、ノベルティ商品やカタログなどのコミュニケーションツールを、S P デザインツールとS P ツールとに区分いたしました。S P ツールが、定番アイテムに名入れ等の加工を施したノベルティ商品であるのに対し、S P デザインツールは、当社の専門コンサルタントがデザインした独自性のあるノベルティ商品やO E M商品等を指します。このオリジナル商品の企画開発提案が好評を博しました。その結果、前事業年度を上回る売上高となりました。

（ＳＰツール）

ＳＰツールは、継続した安定受注はあるものの、顧客開拓において、より付加価値の高いＳＰコンサルティング、ＳＰデザインツールの提案を強化いたしました。その結果、前事業年度を下回る売上高となりました。

（ビジネス手帳・カレンダー）

10月から12月に販売が集中するビジネス手帳・カレンダーは、安定した継続受注に加え、当社の専門スタッフがデザインした独自性のある卓上カレンダーの受注が好調に推移いたしました。その結果、前事業年度を上回る売上高となりました。

ＳＰ（セールスプロモーション）コンサルティング事業全体としては、ＳＰコンサルティングの提案と、デザイン力による付加価値の高いＳＰデザインツール、ビジネス手帳・カレンダーの提案を強化いたしました。また、平成28年9月に当該事業で初めて「こども・子育てファミリーマーケット成長戦略」をテーマとした研究会を開催いたしました。

このような取り組みの結果、ＳＰ（セールスプロモーション）コンサルティング事業の売上高は、36億77百万円（前期比3.2％減）となりましたが、売上総利益率の向上と経営効率改善の効果等によりセグメント利益は1億58百万円（前期比41.2％増）となりました。

事業別売上高

事業別	期別 第54期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日		第55期（当事業年度） 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日		対前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
経営コンサルティング事業	千円 4,498,638	% 54.2	千円 4,711,987	% 56.2	% 104.7
ＳＰ（セールスプロモーション） コンサルティング事業	3,799,208	45.8	3,677,767	43.8	96.8
合 計	8,297,846	100.0	8,389,754	100.0	101.1

（注）千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

② **設備投資の状況**

当事業年度における設備投資は、総額 1 億25百万円であります。

主なものとしたしましては、九州本部の移転時の設備投資額44百万円や中部本部と名古屋営業所の移転・統合時の設備投資額51百万円であります。なお、当該金額には差入保証金がそれぞれ19百万円と31百万円含まれております。

③ **資金調達の状況**

記載すべき事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

記載すべき事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

記載すべき事項はありません。

⑥ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

記載すべき事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (平成26年3月期)	第53期 (平成27年3月期)	第54期 (平成28年3月期)	第55期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	7,582,765	7,865,452	8,297,846	8,389,754
経 常 利 益 (千円)	709,807	808,522	886,030	915,187
当 期 純 利 益 (千円)	780,450	315,629	582,403	638,173
1 株 当 た り 純 利 益 (円)	90.09	36.43	67.23	73.66
総 資 産 (千円)	11,389,497	11,792,255	12,086,696	12,531,473
純 資 産 (千円)	9,343,394	9,552,238	9,833,677	10,122,239
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,078.50	1,102.60	1,135.09	1,168.42

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念であります「企業を愛し、企業とともに歩み、企業繁栄に奉仕する」ことで、広く社会に貢献する会社でありたいと考えております。その実現に向けて、当社の祖業であるコンサルティングを「顧客最適の全社チームコンサルティング」で展開できるように全事業の力を「Tanabe is One」の精神で結集し、「変化と成長に挑む戦略パートナー」として顧客の期待に応え続け、当社の持続的成長を実現してまいります。

当社が直面している課題と、対応する主な施策は次のとおりであります。

① 地域FCC戦略の推進

全国に10拠点の事業所（ファーム）を展開し、「リージョナル戦略のパートナー」として、全国の中堅・中小企業に対し均質のコンサルティング、セミナー等を提供できる点は、他にはない当社の強みであると認識しております。

「地方創生」が国の成長戦略の重要テーマとして位置付けられているなかで、当社においても、全ファームが地域におけるFCC（ファーストコールコンサルティングファーム）となるために、新たに大阪本社と東京本社の二本社体制として全国各地域へのサポート体制を強化し、全社・全事業の力を結集してより一層、各地域経済の活性化、地方創生に貢献してまいります。

② ドメイン戦略の推進

未来の社会的課題を解決するドメイン（事業戦略）やファンクション（組織戦略）をテーマに、全国、海外の「ファーストコールカンパニー – 100年先も一番に選ばれる会社」のビジネスモデルを研究し、その成果をセミナーやコンサルティングを通じて顧客へ還元する「戦略ドメイン&マネジメント研究会」を運営しております。現在は20の研究会を運営しており、当該研究会に新たに7つの研究会を追加し、合計27の研究会を運営していくと共に、「食品・フードサービス」「ヘルスケア」「住まいと暮らし」の専門部門を東京本社に設置いたします。このように、今後も各研究会からの新規事業の育成・成長を推進すると共に、顧客へ専門性の高い価値を提供してまいります。

③ アライアンス戦略の推進

全国の地域金融機関・会計事務所等とのアライアンス（提携）を通じて、間接的にサービスを提供している先は、全国で約5,300社あります。従来は、当該顧客に対して直接コンサルティング契約を締結し、サービスを提供することはありませんでした。しかしながら、ここ数年で、提携先顧客の企業においても「事業承継」や「人材育成」などに対するコンサルティングニーズが拡大しております。このような環境の変化に鑑み、サービスメニューを開発し、アライアンス先を通じて地域企業に提供できる体制を強化してまいります。

④ コンサルタント人材の採用とプロフェッショナルコンサルタントの育成

当社の持続的成長を実現する条件の一つとして、高いコンサルティング品質を顧客へ提供できる「コンサルタント人材の採用」と「プロフェッショナルコンサルタントの育成」が重要であると考えております。

コンサルタント人材の採用においては、経営コンサルタント、S Pコンサルタント、人材育成コンサルタントなどのコンサルタントキャリアを複線化しており、新卒採用と中途採用を共に強化していくことで、これらのコンサルタント及びその候補者人数を増やしてまいります。また、コンサルタントのモチベーションをより一層向上させる賃金・評価制度の導入も進めてまいります。

プロフェッショナルコンサルタントの育成においては、採用した社員の早期戦力化を実現するために、平成28年4月に自社独自のコンサルタントを育成するビジネススクール「タナベコンサルタントアカデミー」を創設いたしました。優秀なコンサルタント人材の増員を図ると共に、その育成も強化してまいります。

今後も当社経営管理部門における人材採用・育成体制を強化すると共に、採用ホームページや広告等への投資により、採用ブランディングを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業別	サービス・商品	サービス・商品内容
経営コンサルティング事業	チームコンサルティング型 経営協助力	顧客の経営課題に対する戦略判断の提供・実行支援
	人材育成・教育	オーダーメイド型教育（研修）の実施 提携先の金融機関を対象とした階層別の人材育成支援
	セミナー	業種・階層・職種・地域別セミナーの開催
	各種会	戦略ドメイン&マネジメント研究会の開催 ファーストコールカンパニートップ会の開催 中堅企業社長会の開催
	アライアンス（提携）& 会員会	提携先の顧客企業の後継経営者を中心に育成する勉強会 「経営塾」への講師派遣 提携先の顧客企業に対してインターネットで経営情報を配信するTNS（タナベネットワークシステム）の提供 経営者向けの会員組織であるEC（イーグルクラブ）・NLC（ニュー・リーダーズ・クラブ）の運営
	その他	調査企画・経営診断の実施 講演の実施 経営に関する情報誌（FCC REVIEW）・書籍の販売
SP（セールスプロモーション）コンサルティング事業	SPコンサルティング	顧客の販売促進課題に対する戦略の立案・実行推進支援
	SPデザインツール	オリジナルノベルティ商品の企画・デザイン・製作 コミュニケーションツールの企画・デザイン・製作 OEM商品の企画・デザイン・製作
	SPツール	ノベルティ商品の企画・製作
	ビジネス手帳・カレンダー	ブルーダイアリー（ビジネス手帳）の企画・デザイン・製作 カレンダーの企画・デザイン・製作

(6) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

当 社	本 社	大阪市淀川区
	コンサルティング戦略本部	東京本部（東京都千代田区）、中部本部（名古屋市中村区） 大阪本部（大阪市淀川区）、九州本部（福岡市博多区） 北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区） 新潟支社（新潟市中央区）、北陸支社（金沢市） 中四国支社（広島市中区）、沖縄支社（那覇市） マネジメントパートナーズ本部（大阪市淀川区） 戦略総合研究所（大阪市淀川区）
	S Pコンサルティング本部	<東京本部> 東京一課・東京二課・東京三課・東京四課・東京五課 （東京都千代田区） <大阪本部> 大阪一課・大阪二課（大阪市淀川区） <名古屋営業所>（名古屋市中村区） <商品部> 仕入購買課（東京都千代田区）、B D管理課（大阪市淀川区） <S Pデザインラボ>（東京都千代田区） <管理部> 東京総務課（東京都千代田区）、大阪総務課（大阪市淀川区）

- (注) 1. 当事業年度より、S Pコンサルティング本部の組織体制を以下のとおり変更しております。
- (1) 営業体制として、S P営業本部とMD営業部というサービス別での組織体制を改め、「東京本部」、「大阪本部」及び「名古屋営業所」という地域別での組織体制へと改組しております。
 - (2) 「商品部」を新設し、「商品部」内に「仕入購買課」及び「B D管理課」を新設しております。
 - (3) 「S Pデザインラボ」を新設しております。
 - (4) 企画開発部を廃止しております。
2. 平成28年5月に、コンサルティング戦略本部の九州本部を福岡市中央区から福岡市博多区へ移転しております。
3. 平成28年7月に、名古屋市中村区所在のコンサルティング戦略本部の中部本部及び名古屋市中区所在のS Pコンサルティング本部の名古屋営業所を集約し、名古屋市中村区へ移転しております。

(7) **使用人の状況（平成29年3月31日現在）**

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
309（7）名	+16名	38.4才	10.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年9月28日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,754,200株 |
| (3) 株主数 | 8,511名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
田 辺 次 良	1,210	13.9
田 邊 洋 一 郎	1,115	12.8
檜 崎 十 紀	875	10.1
タナベ経営取引先持株会	269	3.1
タナベ経営社員持株会	263	3.0
上 田 信 一	250	2.8
木 元 仁 志	161	1.8
田 原 敏 男	144	1.6
三菱UFJ信託銀行株式会社	129	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	116	1.3

（注）持株比率は自己株式（91,039株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 辺 次 良	
代表取締役社長	若 松 孝 彦	コンプライアンス担当
取締役副社長	長 尾 吉 邦	コンサルティング戦略本部長 兼 戦略総合研究所 担当・S Pコンサルティング本部担当
常務取締役	大 川 雅 弘	中部本部・北陸支社担当
常務取締役	中 村 敏 之	北海道支社・東北支社・新潟支社担当
常務取締役	南 川 典 人	九州本部・中四国支社・沖縄支社担当
取締役	中 東 和 男	マネジメントパートナーズ本部担当
取締役	仲 宗 根 政 則	東京本部担当
取締役	藁 田 勝	大阪本部担当
取締役	松 永 匡 弘	経営管理本部長
社外取締役	市 田 龍	公認会計士（市田龍公認会計士事務所所長） 京福電気鉄道株式会社 社外監査役 株式会社ダイセル 社外監査役
社外取締役	住 田 淳	
常勤監査役	中 野 廣 章	
社外監査役	谷 宜 憲	弁護士（谷宜憲法律事務所代表）
社外監査役	矢 崎 晴 久	アールワイ保険サービス株式会社 取締役社長 櫻護謨株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役仲宗根 政則氏は、コンサルティング戦略本部における東京本部担当、取締役藁田 勝氏は、コンサルティング戦略本部における大阪本部担当であります。
2. 取締役市田 龍氏及び住田 淳氏は社外取締役であり、監査役谷 宜憲氏及び矢崎 晴久氏は社外監査役であります。これら4氏を東京証券取引所の上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 常勤監査役中野 廣章氏は、当社の内部監査室に平成16年7月から平成27年6月まで在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の異動

① 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	旧 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	異 動 年 月 日
長 尾 吉 邦	取締役副社長 コンサルティング戦略本部長 兼 戦略総合研究所担当・S P コンサルティング本部担当	専務取締役 コンサルティング戦略本部長 兼 戦略総合研究所担当・S P コンサルティング本部担当	平成28年4月1日
仲宗根 政 則	取締役 東京本部担当	取締役 東京本部長	平成28年4月1日
藁 田 勝	取締役 大阪本部担当	取締役 大阪本部長	平成28年4月1日

(注) 仲宗根 政則氏は、コンサルティング戦略本部における東京本部担当、藁田 勝氏は、コンサルティング戦略本部における大阪本部担当であります。

② 平成29年4月1日付取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	旧 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	異 動 年 月 日
大 川 雅 弘	常務取締役 コンサルティング戦略本部 中部本部・北陸支社担当 兼 地域FCC戦略担当	常務取締役 コンサルティング戦略本部 中部本部・北陸支社担当	平成29年4月1日
中 村 敏 之	常務取締役 コンサルティング戦略本部 北海道支社・東北支社担当 兼 ドメイン戦略担当	常務取締役 コンサルティング戦略本部 北海道支社・東北支社・ 新潟支社担当	平成29年4月1日
南 川 典 人	常務取締役 コンサルティング戦略本部 九州本部・中四国支社担当 兼 アライアンス戦略担当	常務取締役 コンサルティング戦略本部 九州本部・中四国支社・ 沖縄支社担当	平成29年4月1日
仲宗根 政 則	取締役 コンサルティング戦略本部 東京本部・新潟支社担当	取締役 コンサルティング戦略本部 東京本部担当	平成29年4月1日
藁 田 勝	取締役 コンサルティング戦略本部 大阪本部・沖縄支社担当	取締役 コンサルティング戦略本部 大阪本部担当	平成29年4月1日

(3) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
木 元 仁 志	平成28年6月28日	任期満了	取締役副会長

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款規定に基づき、当社が社外取締役市田 龍氏及び住田 淳氏、監査役中野 廣章氏、谷 宜憲氏及び矢崎 晴久氏と締結した責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

① 社外取締役との責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

② 監査役との責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

(5) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	303,567千円 (12,512千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23,750千円 (12,050千円)
合計 (うち社外役員)	16名 (4名)	327,317千円 (24,562千円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は12名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、以下のとおりであります。
- ・平成28年6月28日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第53回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
 - ・取締役に対する利益連動給与
5. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
- ・平成28年6月28日開催の第54回定時株主総会の決議に基づき、同総会の終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
 - ・取締役1名 64,000千円

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況及び当該兼任先と当社の関係

- ・取締役市田 龍氏は、市田龍公認会計士事務所の所長であり、かつ京福電気鉄道株式会社の社外監査役及び株式会社ダイセルの社外監査役であります。当社と同事務所及び両社との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役谷 宜憲氏は、谷宜憲法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役矢崎 晴久氏は、アールワイ保険サービス株式会社の取締役社長及び櫻護謨株式会社の社外監査役であります。当社と両社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			主 な 活 動 状 況
取締役	市田	龍	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	住田	淳	平成28年6月28日の就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、必要に応じて、豊富な経営経験を基にした発言を行っております。
監査役	谷	宜憲	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	矢崎	晴久	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、豊富な経営経験を基にした発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,650千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	20,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分等

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止及び業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため及び運営が著しく不当と認められたため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 体制の決議内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスについての社内啓蒙、コンプライアンス体制の充実を図る。
- b. 「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する課題を把握し、対策を検討すると共に、対策の有効性を検証する。
- c. 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）の社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ）が遵守すべきものとして、「役員・社員倫理規範」、「コンプライアンス倫理憲章」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引管理規程」を制定すると共に、担当役員は当社グループの社員等に周知徹底させる。
- d. 内部監査室は、各部門に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性及び有効性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- e. 「公益通報者保護規程」を制定し、法令違反等を未然または早期に発見し、対応する体制を整備する。
- f. 反社会的勢力への対応を所管する部署を経営管理本部総務人事部とし、反社会的勢力に対して常に注意を払うと共に、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い適切に行う。
- b. 取締役及び監査役が求めたときには、責任部署はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「コンプライアンス委員会」を設置し、各部門の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援及び提言を行う。
- b. リスク管理に関する規程として、「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対策規程」、「公益通報者保護規程」及び「危機管理規程」等を整備する。
- c. 「決裁規程」及び「決裁基準書」等により職務権限を明確にする。
- d. 内部監査室は、全部門に原則年1回以上の監査を実施する。

e. 取締役、本部長、副本部長、支社長及び本社各部門長が出席し、原則毎月開催する戦略パートナーズ会議では、年度計画の進捗状況、業績の管理を行うと共に、異常事項の報告を義務付ける。等により、会社に重大な影響を及ぼす事態の発生防止に努めると共に、万一、不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害及び影響額を最小限にとどめるよう努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「取締役会規程」、「役員服務規程」及び「決裁基準書」等の諸規程の整備を行い、取締役の職務権限を明確にし、業務の効率性を確保していく。
- b. 原則として毎月1回以上、取締役会及び戦略パートナーズ会議を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
- c. 経営計画や各部門業務計画を策定し、その進捗状況を取締役会及び戦略パートナーズ会議にて確認し、月次及び四半期毎の業務管理を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 経営管理本部総務人事部及び経営管理本部財務部は、子会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」により、状況に応じて必要な管理を行う。
- b. 内部監査室及び監査役会は、子会社管理状況及び業務活動について、監査及び調査を実施する。
- c. 経営管理本部総務人事部は、子会社の営業成績及び重要事項等について、定期的に報告を受けける。
- d. 経営管理本部総務人事部は、子会社に重大なリスクが発生した場合には、速やかに報告を受けける体制を整備する。
- e. 子会社の経営計画及び業務計画を策定し、その進捗状況を当社の取締役会にて確認する。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任の担当者を配置し、その担当者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- b. 監査補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑦ 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社グループの社員等及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を規程に従い速やかに報告する。
- b. 当社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。
- c. 次の事項は、監査役に遅滞なく報告する体制を整える。
 - (a) 監査役から、業務に関して報告を求められた事項
 - (b) 内部監査室が実施した内部監査の結果
- d. 監査役は、取締役及び社員より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。

⑧ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役が、会社の重要情報についてアクセスできる環境等を整備するよう努める。
- b. 代表取締役社長と定期的に会合を開催する。また、会計監査人と定期的に意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- c. 当社グループの社員等は、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- d. 監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役より請求のあった後、速やかに処理する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス担当役員である代表取締役社長の指揮の下、社内のコンプライアンス体制の構築やコンプライアンス研修の充実を図っております。
- b. 代表取締役社長が委員長であり、常勤監査役及び主要部門長がメンバーである「コンプライアンス委員会」を年4回開催しております。当該委員会は、コンプライアンス上重要とされる問題点を議論し、各規程等の整備や社内体制の構築を行っております。

- c. 「役員・社員倫理規範」、「コンプライアンス倫理憲章」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引管理規程」を基に、研修会等において、当社グループの社員等にコンプライアンス教育を実施しております。
- d. 内部監査室は、全部門に対して原則年1回以上の監査を実施しております。また、その結果を原則月1回、代表取締役社長に報告しております。
- e. 「公益通報者保護規程」に基づき、通報窓口を設置し、社内に周知しております。また、通報者が労働条件等に不利益な扱いを受けないことも周知しております。
- f. 「反社会的勢力対策規程」及び「取引先選定マニュアル」に基づき、所管部署である経営管理本部総務人事部を中心に、反社会的勢力に対して常に注意を払っております。また、反社会的勢力から金銭その他の経済的利益を不当要求された場合は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、外部専門機関と連携して速やかに排除しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、経営管理本部総務人事部が、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理しております。取締役及び監査役が求める場合は、何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「コンプライアンス委員会」において、当社のリスクを洗い出し、評価、分析及び対応策等の検討を行うと共に、各部門のリスク管理状況の把握と指導を行っております。
- b. リスク管理及びコンプライアンス体制の構築に係る「コンプライアンス規程」を定めると共に、当該規程の枠組みに従い、「公益通報者保護規程」、「反社会的勢力対策規程」及び「危機管理規程」等の体制構築に係る運用マニュアルを定め、適宜見直し、社内に周知しております。
- c. 「決裁規程」及び「決裁基準書」等に基づき、適切に権限の委譲を行い、稟議書を用いて付与された権限に沿って、適正かつ効率的に職務を執行しております。
- d. 内部監査室は、全部門に対して原則年1回以上の監査を実施しております。また、その結果を原則月1回、代表取締役社長に報告しております。
- e. 原則毎月開催する戦略パートナーズ会議において、全社及び各部門の業績進捗を確認し、各部門長は異常事項の報告を行っております。そして、必要が認められる場合は、各部門長に対して対策を指示しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「取締役会規程」、「役員服務規程」及び「決裁基準書」等を定め、適切に運用しております。また、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのＩＴシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っております。
- b. 取締役会を原則毎月１回以上開催し、意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会の決定事項等の重要事項を戦略パートナーズ会議で適時に伝達し、社員等に周知徹底を図っております。
- c. 経営計画及び各部門業務計画を策定し、取締役会及び戦略パートナーズ会議でその進捗を確認しております。また、必要と認められる場合は、各部門長に対して対策を指示しております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針は定めておりますが、現状当社には子会社が存在しないため、当該体制の運用状況の概要については、記載を省略いたします。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を行い、現状の体制で当社の事業規模に照らして十分かつ適切な監査を実施できていると考えております。したがって、監査役は、補助すべき使用人を求めておらず、その選任をしておりません。

⑦ 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社グループの社員等またはこれらの者から報告を受けた者が、法令違反行為もしくは会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役に速やかに報告するよう規程に定め、周知徹底しております。
- b. 前項の報告を行った者に対し、「公益通報者保護規程」に従い、不利益な扱いを行わないことを社内に周知徹底しております。
- c. 従業員が監査役から業務に関して報告を求められた場合は、当該事項を速やかに報告するよう指示しております。また、内部監査室が実施した内部監査の結果は、その都度、監査役に速やかに報告しております。

d. 監査役は、当社グループの社員等から報告を受けた場合は、グループウェア等を用いて、その他の監査役と速やかに情報を共有しております。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役が、全部門のファイルサーバー共有フォルダにアクセスできるよう社内環境を整備しております。
- b. 監査役は、原則月 1 回、代表取締役社長との面談を実施し、情報を共有しております。また、原則四半期に 1 回、会計監査人と意見及び情報の交換を行っており、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
- c. 当社グループの社員等は、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査に進んで協力しております。
- d. 監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役より請求のあった後、社内規程に基づき、速やかに処理しております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,911,273	流 動 負 債	1,844,300
現金及び預金	4,483,768	買掛金	341,480
受取手形	50,858	未払金	255,107
売掛金	557,029	未払費用	73,158
有価証券	1,500,813	未払法人税等	239,653
商材	42,928	未払消費税等	68,793
原価	12,000	前受金	608,223
前渡金	18,868	預り金	21,971
前払費用	86,206	賞与引当金	221,300
未収収益	4,574	その他の	14,612
繰延税金資産	134,323	固 定 負 債	564,933
立替金	8,650	退職給付引当金	214,763
その他金	11,677	役員退職慰労引当金	350,170
貸倒引当金	△424	負 債 合 計	2,409,233
固 定 資 産	5,620,200	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	2,255,415	株 主 資 本	10,050,943
建物	665,178	資 本 金	1,772,000
構築物	3,468	資 本 剰 余 金	2,402,847
工具、器具及び備品	59,290	資 本 準 備 金	2,402,800
土地	1,527,477	その他資本剰余金	47
無 形 固 定 資 産	45,821	利 益 剰 余 金	5,915,614
ソフトウェア	42,914	利 益 準 備 金	189,000
電話加入権	2,906	その他利益剰余金	5,726,614
投資その他の資産	3,318,963	別 途 積 立 金	4,008,000
投資有価証券	1,037,467	繰越利益剰余金	1,718,614
従業員に対する長期貸付金	1,115	自 己 株 式	△39,519
長期前払費用	1,877	評 価 ・ 換 算 差 額 等	71,296
繰延税金資産	81,210	その他有価証券評価差額金	71,296
前払年金費用	208,805	純 資 産 合 計	10,122,239
長期預金	1,400,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,531,473
敷金及び保証金	217,010		
役員に対する保険積立金	371,476		
資 産 合 計	12,531,473		

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,389,754
売上原価		4,458,155
売上総利益		3,931,598
販売費及び一般管理費		3,052,753
営業利益		878,845
営業外収益		
受取利息	2,529	
有価証券利息	25,926	
受取配当金	19,888	
その他	9,705	58,049
営業外費用		
有価証券評価損	19,268	
その他	2,439	21,707
経常利益		915,187
特別損失		
固定資産除売却損	2,540	2,540
税引前当期純利益		912,647
法人税、住民税及び事業税	280,000	
法人税等調整額	△5,526	274,473
当期純利益		638,173

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	1,409,646	5,606,646
当期変動額								
剰余金の配当							△329,205	△329,205
当期純利益							638,173	638,173
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	308,968	308,968
当期末残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	1,718,614	5,915,614

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△39,319	9,742,175	91,502	91,502	9,833,677
当期変動額					
剰余金の配当		△329,205			△329,205
当期純利益		638,173			638,173
自己株式の取得	△200	△200			△200
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△20,205	△20,205	△20,205
当期変動額合計	△200	308,767	△20,205	△20,205	288,561
当期末残高	△39,519	10,050,943	71,296	71,296	10,122,239

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社タナベ経営
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田立雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池晃一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タナベ経営の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株 式 会 社 タ ナ ベ 経 営 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 中 野 廣 章 ㊟

社 外 監 査 役 谷 宜 憲 ㊟

社 外 監 査 役 矢 崎 晴 久 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

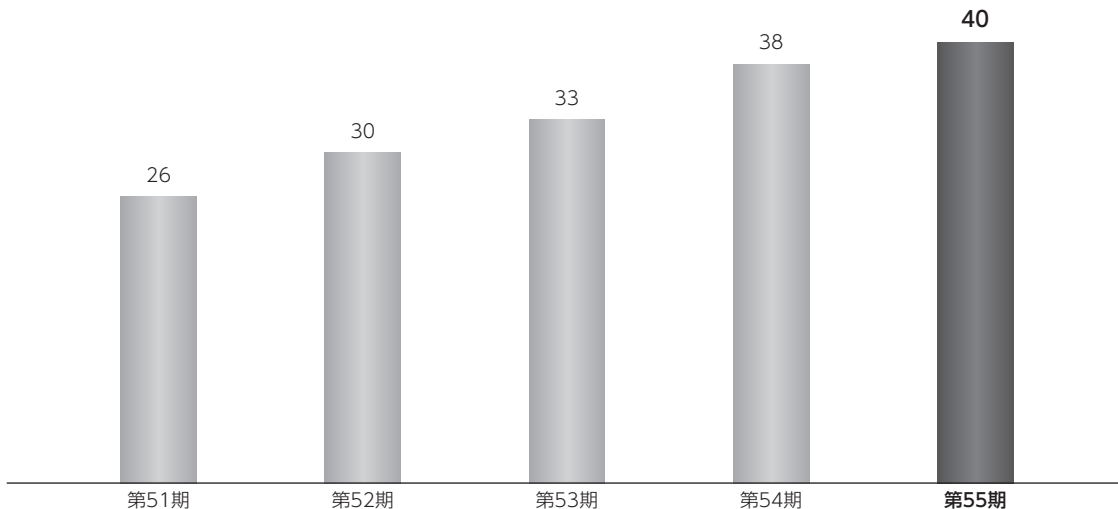
第1号議案 第55期剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて、戦略投資や急激な環境変化に備えた強固な財務基盤を保持し、安定的に利益を創出することを経営の基本目標としております。そして、事業活動を通じて創出した当期純利益の60%を配当性向の目安とし、安定的な剰余金配当の維持に努めております。

このような方針のもと、第55期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、346,526,440円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日といたしたいと存じます。

1株当たり配当金 (円)



第2号議案 取締役3名選任の件

取締役長尾 吉邦、中東 和男、市田 龍の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
1	なが お よし くに 長 尾 吉 邦 (昭和39年12月23日生)	昭和60年 3 月 当社入社 平成14年 4 月 当社北海道支社長 平成17年 6 月 当社取締役北海道支社長 平成18年 4 月 当社取締役東京本部・北海道支社担当 平成20年 4 月 当社取締役東京本部・北海道支社・新潟 支社担当 平成21年 4 月 当社常務取締役コンサルティング統轄 本部副本部長 平成25年 4 月 当社専務取締役コンサルティング統轄 本部副本部長 平成26年 4 月 当社専務取締役コンサルティング統轄 本部長 平成27年 4 月 当社専務取締役コンサルティング戦略 本部長 兼 戦略総合研究所担当・S P コ ンサルティング本部担当 平成28年 4 月 当社取締役副社長コンサルティング戦 略本部長 兼 戦略総合研究所担当・S P コンサルティング本部担当（現任）	36,359株

(注) 1. 取締役候補者とした理由

長尾 吉邦氏は、取締役会議長をサポートすることにより当社取締役会を適切に運営し、経営コンサルティング事業及びS P（セールスプロモーション）コンサルティング事業の責任者として適切に監督を行っております。また、「Tanabe Vision 2020」を推進し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しております。以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

2. 長尾 吉邦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式数
2	中 東 和 男 (昭和32年1月7日生)	平成3年10月 当社入社 平成12年1月 当社ネットワーク本部長 平成17年6月 当社取締役ネットワーク本部長 平成26年4月 当社取締役ネットワーク本部担当 平成27年4月 当社取締役マネジメントパートナ ーズ本部担当（現任）	42,701株

(注) 1. 取締役候補者とした理由

中東 和男氏は、地域密着の姿勢で当社マネジメントパートナーズ本部、地域金融機関等とのアライアンス戦略と顧客人材育成及び研究会等を現場で指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020」を推進し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しております。以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

2. 中東 和男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	市田 龍 (昭和27年4月2日生)	昭和56年10月 太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 昭和60年 3 月 公認会計士登録（現在） 平成14年 7 月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員（現 シニアパートナー） 平成16年12月 税理士登録（現在） 平成19年 9 月 新日本有限責任監査法人 西日本ブロック長 兼 大阪事務所長 平成24年 8 月 同退任 平成25年 6 月 同法人退職 平成25年 7 月 市田龍公認会計士事務所 所長（現任） 平成26年 6 月 京福電気鉄道㈱ 社外監査役（現任） ㈱ダイセル 社外監査役（現任） 平成27年 6 月 当社社外取締役（現任）	217株

- (注) 1. 市田 龍氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者とした理由
 市田 龍氏は、公認会計士・税理士としての高度な専門的知識と監査法人における豊富な経験を当社経営の監督に反映していただくことで、当社の経営の透明性・公平性が向上すると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 本総会の終結の時をもって、市田 龍氏の取締役としての在任期間は2年であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 市田 龍氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 市田 龍氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。
 ・会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株数
三宅正樹 (昭和35年9月29日生)	昭和58年4月 東洋信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成19年4月 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行営業第4部長 平成22年6月 同社執行役員証券代行営業第4部長 平成22年8月 同社執行役員証券代行営業第2部長 平成26年6月 エム・ユー・トラスト総合管理(株) 取締役副社長(現任) 平成27年6月 (株)寺岡製作所 社外監査役(現任)	0株

(注) 1. 三宅 正樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 補欠の社外監査役候補者とした理由

三宅 正樹氏は、金融、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社における監査業務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 三宅 正樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません

4. 三宅 正樹氏が社外監査役に就任された場合、当社定款規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成29年5月19日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役3名及び在任中の取締役9名並びに在任中の監査役3名に対して、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給することとし、支給の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
田 辺 次 良	平成4年6月 当社取締役 平成6年4月 当社取締役副社長 平成10年4月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役会長（現任）
若 松 孝 彦	平成15年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成21年4月 当社専務取締役 平成24年4月 当社取締役副社長 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任）
長 尾 吉 邦	平成17年6月 当社取締役 平成21年4月 当社常務取締役 平成25年4月 当社専務取締役 平成28年4月 当社取締役副社長（現任）
大 川 雅 弘	平成12年6月 当社取締役 平成23年4月 当社常務取締役（現任）
中 村 敏 之	平成20年6月 当社取締役 平成27年4月 当社常務取締役（現任）
南 川 典 人	平成24年6月 当社取締役 平成27年4月 当社常務取締役（現任）
中 東 和 男	平成17年6月 当社取締役（現任）

氏 名	略 歴
仲 宗 根 政 則	平成26年 6 月 当社取締役（現任）
藁 田 勝	平成26年 6 月 当社取締役（現任）
松 永 匡 弘	平成26年 6 月 当社取締役（現任）
市 田 龍	平成27年 6 月 当社社外取締役（現任）
住 田 淳	平成28年 6 月 当社社外取締役（現任）
中 野 廣 章	平成27年 6 月 当社常勤監査役（現任）
谷 宜 憲	平成15年 6 月 当社監査役（現任）
矢 崎 晴 久	平成23年 6 月 当社監査役（現任）

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第5号議案 ストックオプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の理由等により、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、平成27年6月25日開催の当社第53回定時株主総会において、報酬額を年額500百万円以内とご承認頂いておりますが、本総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠の内枠にて、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役2名及び在任中の取締役8名に対して、報酬として新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

記

1. 有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由
当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。
2. 新株予約権の上限
504個を上限とする。
このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は174個、当社従業員に対しては330個を本総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
3. 新株予約権を行使することができる期間
平成31年6月28日から平成39年6月27日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が、当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い、新株予約権が承継される場合には、当社は合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行う時は、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下の(1)、(2)、または(3)の各事由が生じた時は、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1) 及び(3) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 4. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ① 交付される 1 個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式 1 株当たりの再編成後払込金額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ② 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記 8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍等その他正当な理由が存すると認められる場合に限り、権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社の平成30年3月期の事業年度における当期純利益が、期初計画値(645百万円)以上になった場合に、新株予約権の行使をできるものとする。なお、当期純利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした平成30年3月期にかかる有価証券報告書の財務諸表に、当期純利益として記載される数値をいうものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

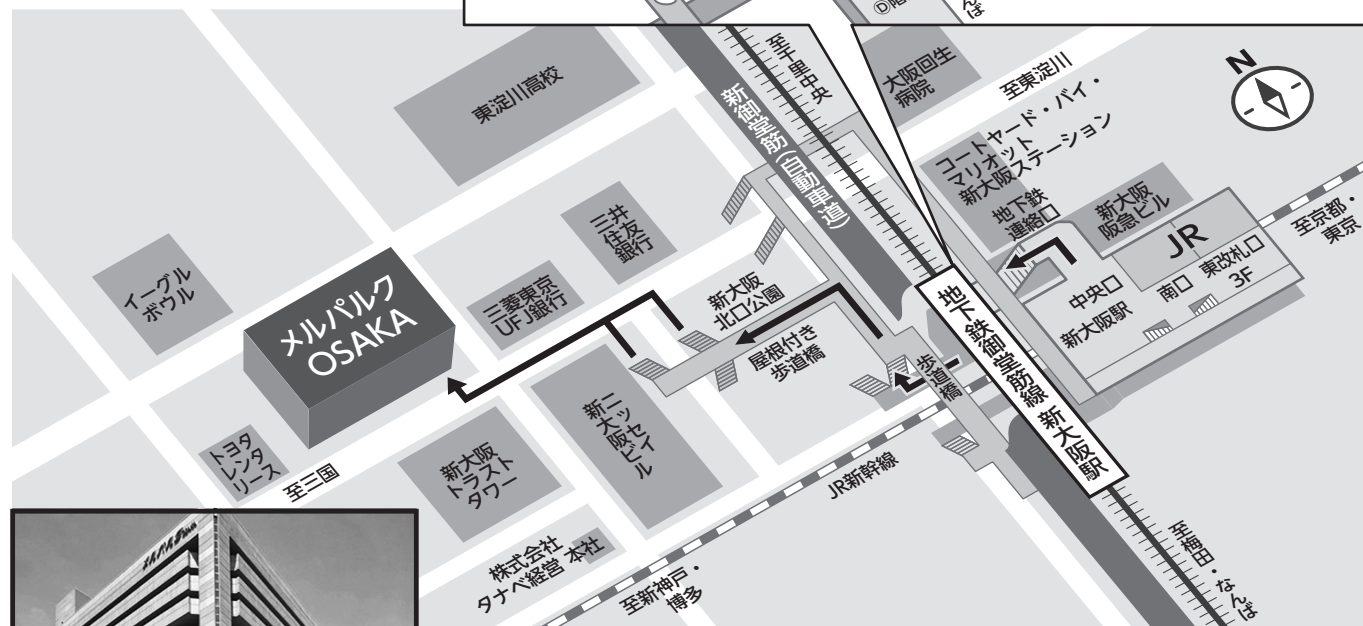
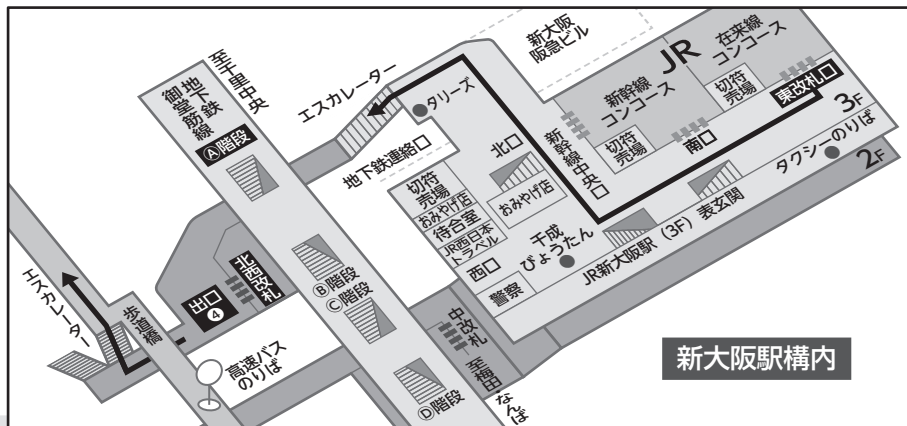
株主総会 会場ご案内図

会場：

メルパルクOSAKA 5階「カナーレ」

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号

電話：06-6350-2111(代)



交通の
ご案内

JR新大阪駅 北口・西口より徒歩 約5分

地下鉄新大阪駅 4番出口より徒歩 約4分

- ご出席の際は、本招集ご通知及び同封の議決権行使書用紙をご持参ください。
- 駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。

Tanabe Management Consulting Co., Ltd.

UD
FONT